

平成 26 年 9 月定例議会

山根とみえ議員の一般質問

介護保険制度の見直しについての質問です。本年 6 月 18 日に、医療・介護総合法が参議院本会議で自民党と公明党の賛成で可決・成立しました。今後、安心して医療・介護が受けられるのか不安の声が上がっています。安心できる介護保険制度を求め、以下質問をいたします。

1) 要支援者の訪問・通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえるということですが、今後、利用者は今までどおりのサービスが受けられるのでしょうか。

2) 特別養護老人ホームの入所を要介護 3 以上に限定するということですが、在宅で見る人がいないなど、入所を希望する場合、要介護 2 以下の方でも入所は可能でしょうか。

3) 第 6 期の介護保険料の設定についてです。これ以上の引き上げは行うべきではないと考えますが、市はどのようにお考えでしょうか。

4) 新総合事業に向けての必要な財政保障など、自治体として国に要請すべきと思いますが、どうでしょうか。

町内会・自治会の役割についての質問です。町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を、自分たちの手でより住みよい環境にしていくなために多くの市民が加入し、活動しています。地域住民の交流を深めるためにも、多くの市民が参加できるような活動内容にしていくことが必要と考えます。そこで、以下質問をいたします。

1) 町内会・自治会の仕事が多過ぎるなどの声が寄せられています。過去にも、地域懇談会などで、よく意見を聞くよう求めましたが、その後、何らかの改善はされたのでしょうか。

2) 社会福祉協議会の会費や赤十字募金などの集金を伴う仕事が少なからずあります。集金の仕方など、市はどのような指導を行っているのでしょうか。

3) 防災について、市の役割と町内会・自治会の役割をどのように考えていますでしょうか。

4) 多くの方に加入してもらおうための手だてとして、市はどのようなことを考えているのでしょうか。